

# ☆新井区民活動センター集会所等使用案内☆

## 1. 区民活動センター集会所等を使用するには

新井区民活動センターでは地域の自主的な活動を支援するため、集会所等の貸し出しを行っています。

集会所等を使用するには団体登録をしていただくことが原則です。尚、使用にあたり、その内容が「営利を目的とした事業を行い、または営利事業を援助するものであるとき」「公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき」「施設の管理上支障があると認められるとき」は使用することはできません。

## 2. 業務日と使用できる日について

### ●業務日について

業務日とは、集会所等を使用するための団体登録や使用申込み等の手続きができる日です。以下の①②を除いた日が業務日で、その手続きができる業務時間は午前8時30分から午後5時までです。(業務日でも午後5時を過ぎては手続きできません)

①土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下休日という)

②休館日 12月29日から1月3日まで

### ●使用できる日について

集会所等は以下の日を除く、午前9時から午後10時まで使用することができます。

①休館日 12月29日から1月3日まで

②全館清掃日 3・6・9・12月の第3月曜日(休日の場合は翌業務日)

## 3. 団体登録について

### ●登録の要件

①5人以上で構成されている団体であること。

②構成員(会員)の半数以上が区内に在住・在勤・在学であること。

### ●手続きは

①「集会所等使用団体登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、「緊急時連絡先確認簿」「会員名簿」(書式自由)を添えて提出してください。

※上記3点は区ホームページよりダウンロードできます。

②内容を審査・確認のうえ、「集会所等使用団体登録証」(以下「団体登録証」という)をお渡しします。「団体登録証」の交付には1週間程度お時間をいただきます。

抽選会及び窓口でのお申込みの際には、この登録証をご持参ください。

### ●登録区分は「地元団体」「高齢者団体」「子ども団体」「一般団体」に区分されます。

①地元団体…構成員の過半数が新井区民活動センターの管轄内に住所を有している団体

②高齢者団体…60歳以上の高齢者で構成され、高齢者相互の交流を目的とした団体

③子ども団体…構成員の半数以上が18歳未満の児童で構成され、かつ児童が主体に運営する団体

④一般団体…上記3区分に当たらない団体

## 4. 使用申込み方法について

登録団体が同一の月内において集会所等を使用できる回数の限度は4回(4コマ)です。

### ①抽選会による申込み

◇抽選会に参加するには、団体登録されていることが条件です。

◇毎月第3月曜日(休日の場合はその翌業務日)に、2か月先の使用分の抽選を行います。

(例) 6月使用分は4月の第3月曜日に抽選

◇抽選会場

新井区民活動センター 2階 洋室2・3・4号

◇受付時刻

- ・和室3・4号を使用する高齢者団体…午前9時30分
- ・地元団体……………午前9時45分
- ・一般団体……………午前11時00分

◇受付方法

- ⇒受付順に「団体登録証」を提示のうえ、番号札を引きます。
- ⇒抽選会場へ。「集会室等仮申込書」に希望する使用日等を記入します。
- ⇒番号札の順番に、記入済みの「集会室等仮申込書」を受付に提出します。
- ⇒希望通りに使用できるか空き状況を確認します。
- ⇒確認できたら、使用日等を記入した「集会室等使用承認書兼使用料減額・免除申請書」(以下「使用承認書」という)をお渡ししますので、必要事項(申請者氏名、住所等)を記入してください。
- ⇒記入が終わったら「使用承認書」を「団体登録証」とともに、1階窓口に出していただきます。有料の場合は同時に使用料を支払います。最後に「使用承認書」を受領して終了です。

②抽選日以後の区民活動センター窓口での申込み

◇抽選会の翌業務日から申し込むことができます。

③電話予約

◇登録団体は抽選会の翌業務日から電話での予約もできます。

◇電話予約後は、予約日の翌業務日から業務日3日以内に使用申請手続きを行わないと予約は無効となります。

④使用回数の特例

◇使用日の1か月前を経過した日以降は、空きがあれば月4コマを超えて申込みことができます。

## <特例使用について>

◇申請する方が中野区民(在勤・在学含む)であれば、人数に関係なく使用できます。

◇申請書の受付は使用する日の21日前(その日が業務日でない場合はその翌業務日)からとなります。

◇団体登録は必要ないですが、申請書に申請者の氏名・住所・電話番号を記載して下さい。

◇電話予約は出来ません。◇使用料はすべて有料となります。

※抽選会より前に区や公益的な活動を行う団体等の使用申請を受付ける場合があります。

※使用承認後の使用日時や部屋の変更はできません。取り消し手続きをしたうえで、改めて申し込むことになります。

## 5. 使用料について

活動内容によって有料・免除の区分があります。

### ●有料となる団体

スポーツ、音楽、けいこ事など趣味的な活動や自主的な集会・会議など

※有料の場合は、使用申請時にお支払いいただきます。

「集会室等使用料一覧」(下記)をご覧ください。

### ●免除となる団体

下記の活動を行っている団体は、あらかじめ「地域活動登録制度」に登録していただくことにより、使用料が免除となります。

#### ①地域自治活動

安全・安心なまちづくりその他身近な地域課題の解決、区政への参加の推進などの地域自治に関する活動を行う団体

#### ②健全育成活動

子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育て支援などの子どもの健全育成に関する活動を行う団体

#### ③支えあい等の活動

高齢者、障害者等に対する地域における支えあいや自立支援又はその家族への援助などに関する活動を行う団体

#### ④環境保全活動

資源の有効利用、環境美化の推進などの快適な地域環境の保全に関する活動を行う団体  
※詳細についてはお問い合わせください。

## 6. 使用料の返還について

◇使用日の7日前(その日が業務日でない場合はその翌業務日)までに、取り消し申請の手続きを終えた場合は半額を返還します。7日前を過ぎた場合は、使用料の返還はできませんので、ご注意ください。

◇集会室等の使用承認を受けても、火災や水害等の一時避難所や選挙など区の都合で使用できない場合があります。このような使用者の責によらない事由により使用できない場合は全額返還いたします。

◇使用者が災害やその他の事故のために使用できなくなったときは、全額返還いたします。

※返還方法は口座への振り込みとなります。取り消し申請には、「使用承認書」と申請者名義の口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード)をご持参ください。

## ☆☆ 使用上のご注意 ☆☆

◇使用当日は窓口の係員に「使用承認書」を提示してください。「鍵・物品貸出表」に必要事項を記入の上、鍵・「利用者ガイド」・「自主点検票」・貸出物品を受け取ってください。尚、センターには集会室使用時に貸出できる物品があります。窓口にある「新井区民活動センター貸出物品一覧」でご確認ください。集会室等使用申請の際に「使用承認書」の貸出物品欄に記入してお申し込みください。

◇使用時間には、準備及び後片付けの時間が含まれています。

◇活動に付随する飲食のみ可能です。(もっぱら飲食を目的とした利用はできません)ただし、音楽室は飲食禁止とします。(水分補給はできます)

◇いずれの集会室等も音・振動が大きいなど、他の利用者の迷惑となる場合は使用できません。

◇使用後は必ず清掃を行い、机・イスなど動かしたものは元の位置に戻してください。

(清掃用具は1・2階給湯室・音楽室・多目的室にあります)

◇ゴミ等は必ずお持ち帰りください。

◇清掃後は、消灯や戸締り・忘れ物なども確認して、「自主点検票」に記入して下さい。

◇鍵・「利用者ガイド」・「自主点検票」・貸出物品は、「鍵・物品貸出表」に必要事項を記入の上、窓口の係員に返して下さい。

◇使用に伴い施設・物品等を著しく損傷・汚損した場合は、原状復旧のため実費を負担していただく場合があります。

<火気管理について>

◇屋外を含めた施設内は全面禁煙です。

◇火気を使用した場合は（調理室、給湯室、茶室の電熱風炉）、必ず点検して安全確認をして下さい。その他の場所での火気使用は禁止します。

☆☆ 集会室等使用料一覧 ☆☆

2024. 7. 1 以降

	室名	用途	広さ	推奨 利用 人数	最大 定員	使用時間区分・使用料						
						午前		午後		夜間		
						午前9～12時		午後1～5時		午後6～10時		
1階	和室1号	茶道、華道、着付け、会議など 水屋設置	10畳	12名	12名	100円	200円	200円				
	和室2号		10畳	12名	12名							
	和室3号	碁、将棋、会議など	10畳	12名	12名							
	和室4号		10畳	12名	12名							
	調理室	調理専用 子ども食堂など	26.12 ㎡	13名	13名					200円	200円	200円
	洋室1号	会議など 調理室と併用可能	27.5㎡	12名	16名							
2階	洋室2号	会議、講習会など 2室、3室つなげて1 室として使用可	45.38 ㎡	24名	28名	300円	500円	500円				
	洋室3号		43.31 ㎡	24名	28名							
	洋室4号		43.31 ㎡	24名	28名							
							午前	午後	夕方	夜間		
							午前9～12時	午後1～4時	午後4～7時	午後7～10時		
	多目的室	卓球、ダンスなどス ポーツ	220 ㎡	130名	136名	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円			
3階	音楽室	楽器、歌など音楽 活動、演劇練習	53.41 ㎡	30名	30名	500円	500円	500円	500円			

◇定員について

- ・集会室等の定員は令和2年4月より推奨利用人数と最大定員の2通りとしています。これは、集会室等利用者の安全を確保しつつ、多人数の利用にも柔軟に対応することを目的に設定しています。
- ・推奨利用人数とは、机と椅子を用いて集会室等を使用できる人数です。
- ・最大定員とは、集会室等を使用できる人数の上限です。但し、椅子のみの使用となります。椅子は和室と多目的室を除き推奨利用人数分が用意されていますので、追加が必要

な場合はご相談ください。なお、椅子の数に限りがあるため追加できない場合があります。ご了承ください。

- ◇全館清掃日を除く業務日の午前・午後の時間区分において、和室3・4号は高齢者集会室として使用しますので団体での使用はできません。
- ◇和室1・2号、3・4号は、それぞれ襖で仕切られています。襖を外せば1部屋として使用できます。
- ◇和室は、畳を痛めない程度の体操や踊り(日本舞踊など)でも使用可能です。
- ◇調理室は地域の方が料理講習会等を通じて栄養等の問題を考えることを目的に設置されていますので、子ども食堂や料理講習会等で利用することが出来ます。(もっぱら飲食を目的に利用することはできません)
- ◇1階の洋室1・調理室、並びに2階の洋室2・3・4号はスライディングウォールで仕切られています。開ければ1部屋として使用できます。
- ◇洋室は、下の階や隣の部屋に振動や音が影響しない程度であれば、ダンスや体操でも使用できます。
- ◇朗読や本の読みあわせなどで通常会話より大きな声・音を出す場合は、演劇練習と同等とみなして音楽室あるいは多目的室の使用となります。
- ◇多目的室と音楽室は土足で入室できません。上履き等をご用意ください。

中野区新井区民活動センター

中野区新井3-11-4

電話 3389-1411

FAX 3389-1417